

住宅用太陽光発電システム設置に 補助金を交付

平成26年度も、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っています。ぜひ、ご利用ください。詳しくは、役場環境生活課にお問い合わせください。

▶対象となる方

- 町内に住民登録をしている(または登録予定の方)。
- 自ら居住する町内の住宅(併用住宅を含む)に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する、またはシステム付き住宅を購入する方。
- 町税を滞納していない方。
- 町外事業者が工事を施工する場合は、町内事業者が建設工事または電気工事に携わること。

▶対象システム

- 住宅の屋根などへの設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ未使用のもの。
※システム付き住宅購入の場合の「未使用」…居住実績、連携実績共にない場合。
- 電力会社と電気需給契約を締結していること。

▶補助額

太陽電池の最大出力値(小数点以下2位未満四捨五入)に3万円を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)。ただし、最大5kWとします。例)最大出力3.553kWの場合/3.55kW×30,000円=106,500円→(千円未満切り捨て)→106,000円

▶申し込み方法

- 交付申請書類一式をご持参の上、役場環境生活課にお越しください。申請書類は同課にあるほか、町のホームページ(<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/02sougou/35kankyuu/05solar.html>)からもダウンロードできます。
- 補助金交付申請は必ず、設置工事の着手前、またはシステム付き住宅の取得前に行ってください。

申し込み・問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

美留和 処理場 水質検査結果のお知らせ

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場では、有害項目の水質検査(第1回目)を実施したので、結果をお知らせします。

検査結果は法定基準値以内であり、異常はありませんでした。水質検査は年2回実施します。次回も検査終了後、広報紙でお知らせします。



問い合わせ先
役場環境生活課環境係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

| 検査項目 | 単位 | 水質基準値 | 測定結果 | 備考 |
|--------------------|--------|----------|----------|----------|
| 1 アルキル水銀 | mg/L | 検出されないこと | 不検出 | |
| 2 総水銀 | mg/L | 0.0005以下 | 0.0005未満 | |
| 3 カドミウム | mg/L | 0.01以下 | 0.001未満 | |
| 4 鉛 | mg/L | 0.01以下 | 0.005 | 重金属類など |
| 5 六価クロム | mg/L | 0.05以下 | 0.005未満 | |
| 6 ヒ素 | mg/L | 0.01以下 | 0.002 | |
| 7 全シアン | mg/L | 検出されないこと | 不検出 | |
| 8 セレン | mg/L | 0.01以下 | 0.002未満 | |
| 9 トリクロロエチレン | mg/L | 0.03以下 | 0.002未満 | |
| 10 テトラクロロエチレン | mg/L | 0.01以下 | 0.0005未満 | |
| 11 ジクロロメタン | mg/L | 0.02以下 | 0.002未満 | |
| 12 四塩化炭素 | mg/L | 0.002以下 | 0.0002未満 | |
| 13 1,2-ジクロロエタン | mg/L | 0.004以下 | 0.0004未満 | |
| 14 1,1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.1以下 | 0.002未満 | 揮発性有機化合物 |
| 15 シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.04以下 | 0.004未満 | |
| 16 1,1,1-トリクロロエタン | mg/L | 1以下 | 0.001未満 | |
| 17 1,1,2-トリクロロエタン | mg/L | 0.006以下 | 0.0006未満 | |
| 18 1,3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.002以下 | 0.0002未満 | |
| 19 ベンゼン | mg/L | 0.01以下 | 0.001未満 | |
| 20 1,4-ジオキサン | mg/L | 0.05以下 | 0.005未満 | |
| 21 塩化ビニルモノマー | mg/L | 0.002以下 | 0.0002未満 | |
| 22 ポリ塩化ビフェニル | mg/L | 検出されないこと | 不検出 | |
| 23 チウラム | mg/L | 0.006以下 | 0.0006未満 | 農業など |
| 24 シマジン | mg/L | 0.003以下 | 0.0003未満 | |
| 25 チオベンカルブ | mg/L | 0.02以下 | 0.002未満 | |
| 26 ダイオキシン類 | pg-TEQ | 1以下 | 0.59 | |

いざというときに備えて日頃から訓練

防災ワンポイントコーナー

町職員が非常登庁訓練

災害発生時に備えて

役場では7月4日、町職員を対象とした防災訓練(非常登庁訓練)を行いました。

訓練は昨年が続いて2回目で、職員の即応能力を確認するために、前回同様、実施日時を予告せず実施。町職員128人を対象に、硫黄山(アトサヌプリ)が小噴火する可能性が高いと気象台から情報を受け、徳永町長が同日6時「第3種非常勤務体制」への移行を決定したという想定で、全職員を登庁させました。

6時45分に災害対策本部会議を開催。徳永町長は、硫黄山の噴気孔の状況と、今後予想される現象を出席者に伝達するとともに「現状を分析して、今後の対策を検討すること」と命令を出しました。

その後、一度訓練を終了し、全員参加による防災講話と災害対策検討会を行いました。さらに、道庁危機管理局から支援講師として派遣していただいた、同局上段貞二危機対策指導員から、現在も毎日噴火を繰り返している鹿児島県・桜島の噴火の状況と防災対策について講義を受けました。

訓練終了後、徳永町長は「本町では、10年前の暴風雪で車両50台以上が孤立して、その救出と炊き出しを行ったことがある。過去には屈斜路地震などの地震災害もあり、今後は硫黄山噴火に関する防災対策もしっかり検討しなければならない。役場の職員が災害発生時に何をするのかをしっかりと理解することが重要である」と講評を行いました。

今後も町では、毎年、職員の召集訓練を実施する予定です。また10月には、防災関係機関と共に防災実動訓練を行います。訓練の詳細については、あらためてお知らせします。



庁舎の物品庫から災害用物資を運搬



災害対策検討会で意見を集約

保育士連絡協議会が防災研修

園児の安全を第一に

弟子屈町保育士連絡協議会が7月3日、役場総務課防災対策専門官を講師に招いて防災研修を行いました。

同協議会は、町立おひさま・川湯両保育園の保育士18人で構成。毎年テーマを決めて研修を行っています。

これまで度々、暴風雪や大雨・台風の際の園の運営に苦心していました。しかし昨年からは、役場から気象情報の通報を早期に受けることにより、休園・早退などの対応決定が可能に。そのような経緯から今年度は、本町で起こり得る災害の種類と被害程度、災害時に園児を守るための対策などに関する研修会を行うことにしたものです。

全部で3回実施し、3回目には机上訓練も行う予定です。



防災対策専門官の話に聴き入る保育士

町では、このように、自治会だけではなく学校や施設、機関などに対しても防災講話や防災訓練を行っています。ご希望の時期と場所に講師を派遣しますので、お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)